

## 中野区立中野東中学校設置に伴う通学区域の変更について

中野区立小中学校再編計画(第2次)に基づき、平成30年4月1日に第三中学校と第十中学校を統合し、中野区立中野東中学校を設置する。

このことに伴い、次のとおり通学区域を変更する。

### 1 変更内容

中野区立中野東中学校の通学区域は、第十中学校の通学区域のうち下表の区域を除いた区域と、第三中学校の通学区域とする。

下表の区域は、桃園小学校と向台小学校の通学区域と第二中学校の通学区域との整合を図るため、第二中学校の通学区域とする。

町名	街区符号等
弥生町一丁目	1番から5番まで
本町一丁目	全域
本町二丁目	29番から54番まで
本町三丁目	16番、17番、25番から33番まで
中央二丁目	31番、32番、46番から48番まで

### 2 変更後の通学区域

学校名	通学区域(町名・街区符号等)
第二中学校	弥生町一丁目の全域、弥生町二丁目1番から30番まで、41番、42番 本町一丁目から本町六丁目までの全域 中央二丁目の31番、32番、46番から48番まで
中野東中学校	中央一丁目の全域、中央二丁目の1番から30番まで、33番から45番まで、49番から59番まで、中央三丁目の全域 東中野一丁目から東中野五丁目までの全域 中野一丁目及び中野六丁目の全域 上高田一丁目1番から3番まで(旧水路の南側)、26番(旧水路の南側)、27番(旧水路の南側)、30番(旧水路の南側)、31番(旧水路の南側)、34番から37番まで(旧水路の南側)

### 3 通学区域図



### 4 変更の時期

平成30年4月1日